野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例施行規則

令和３年５月 17 日
規則第６号

（趣旨）
第１条　この規則は、野沢温泉村宅地開発及び中高層建築物の建設に関する条例（令和３年野沢温泉村条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（事前協議）
第２条　条例第７条に規定する事前協議は、事前協議書（様式第１号）によるものとする。
２　前項の事前協議には、条例別表１に掲げる事業計画書（様式第２号）、誓約書（様式第３号）及び設計図書等、その他村長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
（同意書）
第３条　条例第８条に規定する説明会の同意は、近隣関係者説明会報告書及び同意書（様式第４号）によるものとする。
（通知書）
第４条　条例第９条第５項に規定する通知は、事前協議通知書（様式第５号）によるものとする。
（届出の様式）
第５条　条例第 10 条第２項に規定する届出書の様式は、次の各号によるものとする。
⑴　事業計画中止届出書　様式第６号
⑵　事業者等変更届出書　様式第７号
第６条　条例第 11 条に規定する届出は、標識設置届出書（様式第８号）によるものとする。
（標示板）
第７条　条例第 25 条第３項に規定する標示板は、管理責任者連絡先標示板（様式第９号）により行うものとする。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。